

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学職員就業規則（16 経教規則第3号）の一部を次の通り改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学職員就業規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 16 経教規則第3号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（職員の定義及び適用範囲）</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一～三 省略</p> <p>2 省略 (新設)</p> <p>（採用）</p> <p>第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長が行う。</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、<u>国立大学法人東京農工大学外国人教師等に関する規程</u>に定めるところによる。</p> <p>4～5 省略</p> <p>第6条～第63条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略（現行どおり）</p> <p>（職員の定義及び適用範囲）</p> <p>第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。</p> <p>一～三 省略（現行どおり）</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 <u>第1項各号の一に該当し科学技術振興調整費による、特定の教育・研究分野等に従事する職員の就業については、国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業及び、「理系女性のエンパワメントプログラム」事業に従事する職員就業規則を定める。</u></p> <p>（採用）</p> <p>第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長が行う。</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、<u>国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程</u>に定めるところによる。</p> <p>4～5 省略（現行どおり）</p> <p>第6条～第63条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（18 経教 規則第7号）

この規則は、平成19年1月15日から施行し、第4条第3項を改正する規定は、平成18年9月1日から適用する。ただし、「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則に関する規定は、平成18年10月1日から適用するものとする。また、第5条第3項を改正する規定は、平成18年11月15日から適用する。この規程は、平成 年 月 日から施行する。